

事務連絡  
令和4年5月9日

専門研修基幹施設  
プログラム統括責任者 様

厚生労働省医政局医事課  
医師等医療従事者働き方改革推進室

令和5年度開始の専門研修プログラム／カリキュラムにおける  
医師の働き方改革を踏まえた対応について

平素より厚生労働行政の推進にご理解ご協力いただき、感謝申し上げます。

医師の働き方改革につきましては、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年5月28日法律第49号）により医療法（昭和23年法律第205号）等の一部が改正され、令和6年度以降、一定の健康確保措置の実施を前提として、臨床研修医・専攻医に時間外・休日労働時間の上限の特例を適用する技能向上集中研修機関（いわゆるC-1水準対象機関）の枠組みが整備されました。

専門研修における医師の働き方改革に係る対応につきましては、令和4年2月2日に開催された医道審議会医師分科会医師専門研修部会の議論を踏まえ、貴施設におかれましては、下記の対応をお願いします。

記

1. 専門研修基幹施設及び連携施設は、専門研修プログラム／カリキュラムについて、専攻医の時間外・休日労働の想定最大時間数（年単位換算）等の明示が求められることから、専攻医の時間外・休日労働の実態を的確に把握することとし、既存の36協定と齟齬がある場合は、速やかにその是正に取り組むこと。
2. 各基幹施設及び連携施設における既存の専門研修プログラム／カリキュラムが、C-1水準の指定を受けることとなった場合は、令和6年度以降、当該プログラム／カリキュラムにて専門研修を継続する医師と施設との間で、医師の時間外労働の上限規制に基づいた36協定の締結について、双方に自己点検を行うこと。

以上